

1. 申込者等の概要

申込者	●●●●株式会社
検討者	●●電力株式会社

2. 依頼内容

依頼日（受付日）	平成●●年●●月●●日		
発電設備等の設置場所	●●県●●市●●丁目●番地●		
発電設備等の種類	太陽光	希望連系点	電柱番号 ●● ▲号柱
発電設備等の容量	2,000 kW		
最大受電電力	1,900 kW	希望受電電圧	6 kV

3. 回答内容

熱容量に起因する連系制限の有無	最大受電電力に対する [連系制限なし]・[連系制限あり]		
連系制限ありの場合の連系可能な最大受電電力 <sup>※1</sup>	1,500 kW		
バンク逆潮流発生の有無	最大受電電力・連系制限ありの場合の連系可能な最大受電電力に対する [バンク逆潮流の発生なし]・[バンク逆潮流の発生あり] ※バンク逆潮流 <sup>※2</sup> が発生する場合、対策工事が必要となる場合があります。		
バンク逆潮流対策工事を実施せずに連系可能な最大受電電力	500kW		
電圧	6 kV	連系点(想定) <sup>※3</sup>	電柱番号 ●● ▲号柱
		連系点(想定)から連系予定変電所までの既設配電線路互長	

- ※1 熱容量に起因する連系制限を考慮した連系可能な最大受電電力を記載しており、その他の要因に基づく連系制限については考慮しておりません。
- ※2 バンク逆潮流とは、配電用変電所の変圧器（バンク）において逆潮流が発生することをいいます。バンク逆潮流の発生により、配電線の電圧を適正に維持できない可能性や送電線の事故時に保安が確保できない可能性があるため、変電所において対策工事が必要となります。
- ※3 連系点(想定)とは、現時点において想定される連系点を表しています。接続検討の結果等により変更となる場合があります。

<注意事項>

- ・ 発電事業に必要な土地や発電設備等の手配にあたっては、以下の注意事項を踏まえた上で、ご検討下さい。
- ・ 系統連系を希望する場合は、別途接続検討の申込みが必要となります。
- ・ 本回答は、連系を予定する配電用変電所における配電用変圧器（配電用変電所が存在しない一部の離島系統の場合は高圧流通設備）の熱容量から評価した連系制限の有無のみを簡易的に確認した結果であり、接続検討では、本回答と異なる結果となる可能性があります。
- ・ 本回答は検討時点の送電系統の状況に基づくものであり、将来に亘って本回答内容をお約束するものではありません。
- ・ 連系制限なしの場合、「連系制限ありの場合の連系可能な最大受電電力」の欄は「-」と記載しております。
- ・ 「連系点(想定)から連系予定変電所までの既設配電線路互長」は、あくまで連系点(想定)から連系予定変電所（配電用変電所が存在しない一部の離島系統の場合は始点となる電気所）までの既設配電線路の距離であり、具体的な連系点・連系ルート等の検討は接続検討において行います（連系予定変電所までの既設配電線路互長が長くなるほど、対策工事費が高額になる可能性が高くなります。）。
- ・ 連系に必要な工事の内容、工期等の検討は接続検討において行います。接続検討の結果によっては、系統連系を開始するために必要な工事が大規模になる場合や工事に長期間を要する場合があります（特にバンク逆潮流対策工事を実施する場合、工事に長い期間を要することが予測されます。また、バンク逆潮流対策工事が必要となる場合においても、機器設置スペースの都合等により対策工事が実施できない場合があります。）。
- ・ 離島などにおいて、系統の規模と比較して大容量の電源を連系すると、電源の出力変動等による電力品質への影響が問題となる場合があります。そのため、接続検討の結果によっては、発電設備側で対策が必要となる場合や最大受電電力に制限が必要となる場合があります。

※連系制限とは既設送変電設備の空容量不足等により設備増強（アクセス線新設を除く）が必要な場合をいいます。

<その他>

以上

## 1. 申込者等の概要

申込者	●●●●株式会社
検討者	●●電力株式会社

## 2. 依頼内容

依頼日（受付日）	平成●●年●●月●●日		
発電設備等の設置場所	●●県●●市●●丁目●番地●		
発電設備等の種類	太陽光	希望連系点	電柱番号 ●● ▲号柱
発電設備等の容量	2,000 kW		
最大受電電力	1,900 kW	希望受電電圧	6 kV

## 3. 回答内容

熱容量に起因する連系制限の有無	最大受電電力に対する「連系制限なし」[連系制限あり]		
連系制限ありの場合の連系可能な最大受電電力 <sup>※1</sup>	— kW		
バンク逆潮流発生の有無	最大受電電力・連系制限ありの場合の連系可能な最大受電電力に対する「バンク逆潮流の発生なし」・「バンク逆潮流の発生あり」 ※バンク逆潮流 <sup>※2</sup> が発生する場合、対策工事が必要となる場合があります。		
バンク逆潮流対策工事を実施せずに連系可能な最大受電電力	— kW		
電圧	6 kV	連系点(想定) <sup>※3</sup>	電柱番号 ●● ▲号柱
		連系点(想定)から連系予定変電所までの既設配電線路互長	

※1 熱容量に起因する連系制限を考慮した連系可能な最大受電電力を記載しており、その他の要因に基づく連系制限については考慮していません。

※2 バンク逆潮流とは、配電用変電所の変圧器（バンク）において逆潮流が発生することをいいます。バンク逆潮流の発生により、配電線の電圧を適正に維持できない可能性や送電線の事故時に保安が確保できない可能性があるため、変電所において対策工事が必要となります。

※3 連系点(想定)とは、現時点において想定される連系点を表しています。接続検討の結果等により変更となる場合があります。

## &lt;注意事項&gt;

- ・ 発電事業に必要な土地や発電設備等の手配にあたっては、以下の注意事項を踏まえた上で、ご検討下さい。
- ・ 系統連系を希望する場合は、別途接続検討の申込みが必要となります。
- ・ 本回答は、連系を予定する配電用変電所における配電用変圧器（配電用変電所が存在しない一部の離島系統の場合は高圧流通設備）の熱容量から評価した連系制限の有無のみを簡易的に確認した結果であり、接続検討では、本回答と異なる結果となる可能性があります。
- ・ 本回答は検討時点の送電系統の状況に基づくものであり、将来に亘って本回答内容をお約束するものではありません。
- ・ 連系制限なしの場合、「連系制限ありの場合の連系可能な最大受電電力」の欄は「—」と記載しております。
- ・ 「連系点(想定)から連系予定変電所までの既設配電線路互長」は、あくまで連系点(想定)から連系予定変電所（配電用変電所が存在しない一部の離島系統の場合は始点となる電気所）までの既設配電線路の距離であり、具体的な連系点・連系ルート等の検討は接続検討において行います（連系予定変電所までの既設配電線路互長が長くなるほど、対策工事費が高額になる可能性が高くなります。）。
- ・ 連系に必要な工事の内容、工期等の検討は接続検討において行います。接続検討の結果によっては、系統連系を開始するために必要な工事が大規模になる場合や工事に長期間を要する場合があります（特にバンク逆潮流対策工事を実施する場合、工事に長い期間を要することが予測されます。また、バンク逆潮流対策工事が必要となる場合においても、機器設置スペースの都合等により対策工事が実施できない場合があります。）。
- ・ 離島などにおいて、系統の規模と比較して大容量の電源を連系すると、電源の出力変動等による電力品質への影響が問題となる場合があります。そのため、接続検討の結果によっては、発電設備側で対策が必要となる場合や最大受電電力に制限が必要となる場合があります。

※連系制限とは既設送変電設備の空容量不足等により設備増強（アクセス線新設を除く）が必要な場合をいいます。

## &lt;その他&gt;

以上